

甲賀都市計画区域における区域区分（線引き）の見直しについて

1. 区域区分（線引き）の見直しについて

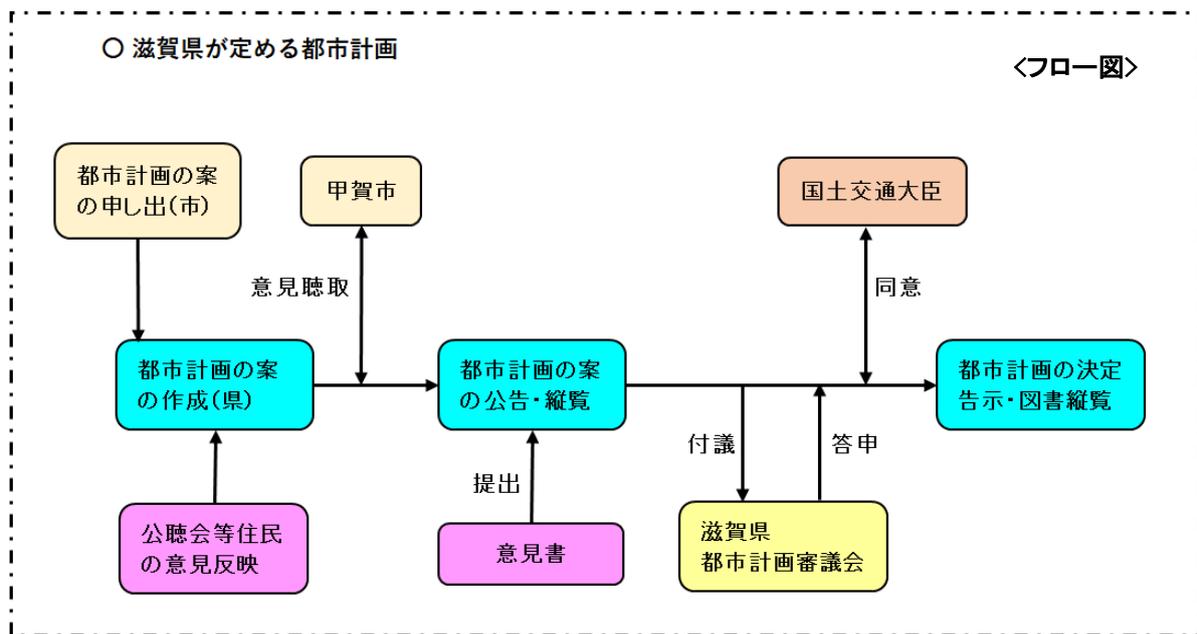
区域区分（線引き）とは、都市計画区域を「市街化区域（優先的に市街化を図る区域）」と「市街化調整区域（市街化を抑制する区域）」に区分する制度です。

無秩序な市街地の拡大による環境の悪化を防止し、計画的、効率的な市街地整備を図ることで、市街地と農地等の調和のとれた都市を形成するための制度として都市計画法に定められており、計画決定は滋賀県が国の同意のうえ行います。

今回、新名神甲賀工業団地の第二期整備を実施するにあたり、甲賀都市計画区域の甲賀町地域において、区域区分（線引き）の見直しに向けた手続きを進めております。

今後、県都市計画審議会での審議が予定されております。

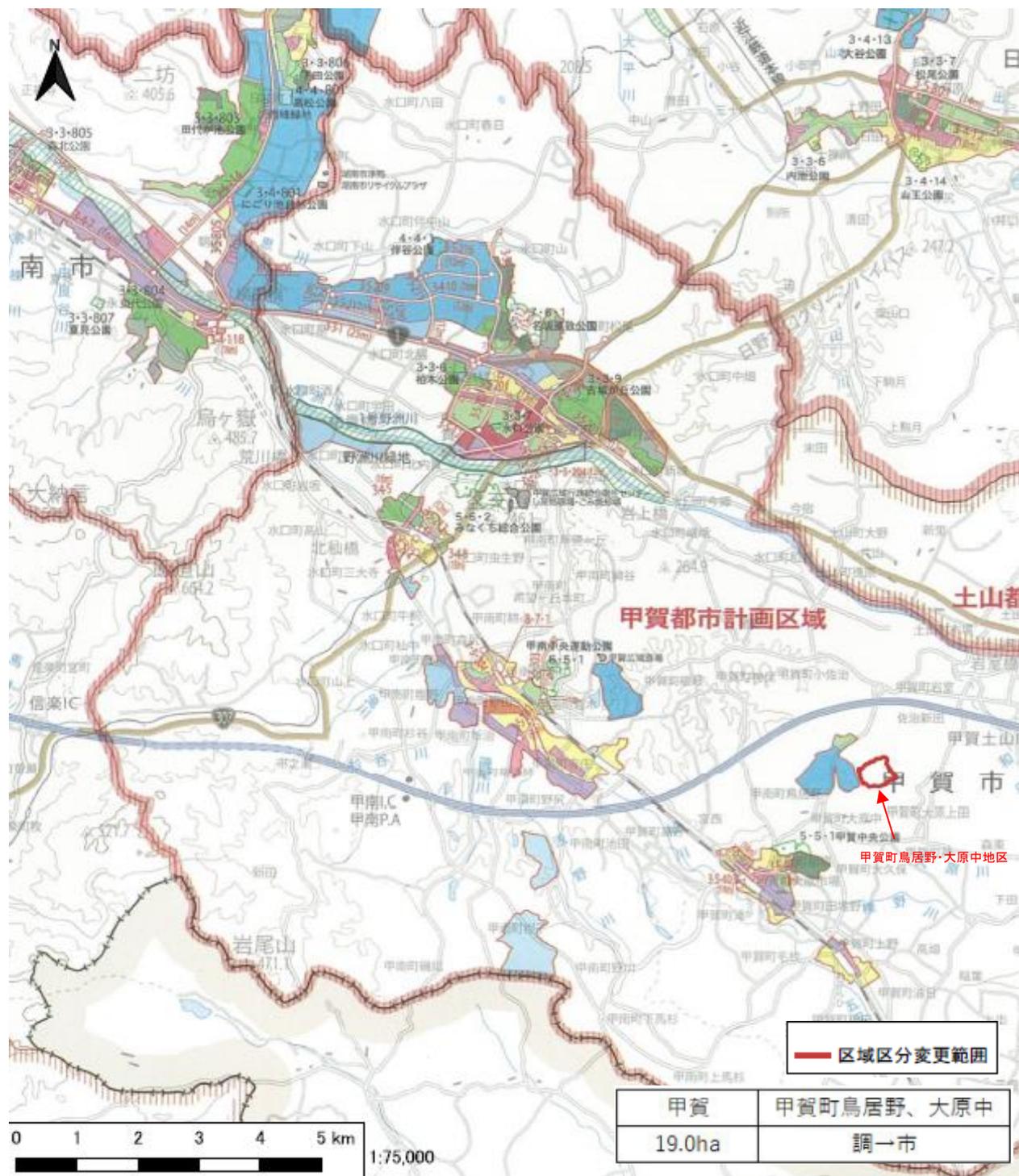
□都市計画決定の手続き



2. 見直し地区について

| 地区名 | 面積 ha | 現況 | 区域区分 | 見直し理由 |
|----------------------|--------|----------------|-----------------------|---|
| 甲賀町 鳥居野・ 大原中地区 | 約 19.0 | 山林 田 その他 | 市街化調整区域 ↓ 市街化区域 | 新名神甲賀工業団地の第二期整備地区として工業団地の整備を図るため、新名神高速道路甲賀土山 I C から約 3 km と距離も近く、都市計画マスタープランでも新産業拠点と位置づけられている区域を市街化区域に編入するものです。 |

3. 総括図



4. 計画面

甲賀町鳥居野・大原中地区

